

平成27年 7 月 9 日（木曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成 27 年 美里町議会行財政・議会活性化調査特別委員会会議録（第 1 号）

平成 27 年 7 月 9 日（木曜日）

出席委員（15 名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 我 妻 薫 君

委員 千 葉 一 男 君

藤 田 洋 一 君

赤 坂 芳 則 君

大 橋 昭太郎 君

橋 本 四 郎 君

山 岸 三 男 君

前 原 吉 宏 君

福 田 淑 子 君

柳 田 政 喜 君

櫻 井 功 紀 君

鈴 木 宏 通 君

吉 田 二 郎 君

佐 野 善 弘 君

欠席委員（なし）

議長 吉 田 眞 悦 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 吉 田 泉 君

事 務 局 次 長 佐 藤 俊 幸 君

主幹兼議事調査係長 相 澤 正 典 君

平成 27 年 7 月 9 日（木曜日） 午前 9 時 30 分 開議

第 1 第 1 分科会中間報告について

第 2 第 2 分科会中間報告について

本日の会議に付した事件

第 1 第 1 分科会中間報告について

第 2 第 2 分科会中間報告について

午前 9 時 3 0 分 開議

- 委員長（平吹俊雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

それでは、座らせて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

出席委員15名でありますので、本特別委員会は成立いたしております。

日程に入るに先立ち、第 1 分科会及び第 2 分科会委員長から提出されました中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしているとおりであります。各分科会ともこれまでの調査、大変御苦労様でした。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 第 1 分科会中間報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第 1、第 1 分科会中間報告についてを議題といたします。

第 1 分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。

大橋昭太郎第 1 分科会委員長、登壇願います。

〔第 1 分科会委員長 大橋昭太郎君 登壇〕

- 第 1 分科会委員長（大橋昭太郎君） おはようございます。

第 1 分科会委員長大橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第 1 分科会の中間報告を行いたいと思います。

本分科会に付託された事項につきましては、下記のとおりでございますが、1 つといたしまして、みずから運営できる議会、として通年議会、事務局体制の強化、2 つ目といたしまして議会基本条例の検討でございます。

まず、第 1 分科会といたしましては、付託事項のうち初めに通年議会について検討することといたしました。経過につきましては、ごらんのとおりでございますが、この審議をしていく中におきまして、12 月 1 日に柴田町視察、それから 2 月 5 日には執行部との話し合いを行ってまいりました。

その検討結果といたしましては、平成 28 年 4 月 1 日実施を目指すことといたしました。さらには新法により実施する。平成 24 年 9 月地方自治法改正に基づくものでございます。今までの多くの議会におきましては、平成 16 年定例会の会議の回数の撤廃に伴いまして、定例会を年 1 回とすることによる通年議会を実施してきたところでございますが、本議会につきましては、新法により実施することといたしました。さらには定例会月を設けることといたしました。6 月、

9月、12月、3月、今までどおりの定例会を設けることといたしました。新法によるものにおきましては、定例日を設けることとされておりました。それから、予算、決算にかかわる月におきましては、集中審議日としてそれが委員会に付託されることとなっておりましたが、第30次地方制度調査会におきまして、もっと柔軟な形での議会对応が認められたことにより、今までどおりの定例会による審議とするものとしたしました。

それから、課題といたしましては、専決事項の検討でございます。通年議会になることにより、今までの自治法179条1項による町村長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという項目の中において専決が行われてきたところでございますが、通年議会になることにより、この時間的余裕云々という部分は大幅に縮小されるものと考えられます。

しかし、議会の委任による専決処分、これらについてはもっと拡充していく必要があるのではないかと考えており、今後の検討となるものと考えております。新法による通年議会におきましては、執行部への配慮等もうたわれていることから、こういったような形での専決事項への検討が必要になるものと考えております。

続きましては、条例等の整備でございます。当然通年議会を行うことによる条例制定が必要になってまいりますし、その関連の要綱等についての整備も必要となってまいります。

さらには、執行部との調整が必要になってくるものと考えられます。議会において通年議会が可決されたといたしましても、執行部との調整の中でしか実施できないものと考えております。

以上の課題に取り組みながら、実施に向けて検討が必要であるというような形で分科会の中では集約したところでございます。

以上、中間報告とさせていただきます。どうぞ御審議いただくようお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋昭太郎第1分科会委員長の報告を終わります。

これより、第1分科会の中間報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の質疑を許可することとします。質疑ありませんか。8番我妻委員。

○委員（我妻 薫君） 8番我妻です。

1点だけ確認の意味も含めてお聞きします。

通年議会となれば、議長の招集で議会は開催できる状態になると思いますが、となれば今開催していますこの特別委員会、これは町長の招集がなければ議会が開けないという前提の

もとにいろんな災害とか、そういった対策のために通年的に開けるようにという特別委員会を開催、設置してきた経緯がございますが、この特別委員会との関係についてどう議論されて、課題として残るのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 特別に特別委員会との関係については議論していないところでございますが、当然一般的に災害等が起きた場合には臨時会を町長が招集し、その中で災害調査特別委員会を設置し、それから特別委員会において調査するところでございますが、当議会におきましては、通年の特別委員会を設置していることから、こういったような懸念というものを払拭するために通年の特別委員会で行ってきたところでございますが、今度は通年議会になったことにより、直接議長の招集により災害等への調査が公務として行えるものと考えておりますが、今我妻委員が言われた問題については、条例制定の中において検討されていくものと考えております。

○委員長（平吹俊雄君） 我妻委員。

○委員（我妻 薫君） ということは、これから課題の中に含む形の中で特別委員会との関係についても協議されていくということで確認してよろしいんですか。

○委員長（平吹俊雄君） 大橋委員長。

○第1分科会委員長（大橋昭太郎君） 条例等の整備の中において、それらへ当然波及してくるものと考えております。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。

○委員（橋本四郎君） 大橋委員長の報告の中に事実なのかなという実は誤解を持ったんです。何かというと、専決事項を認めない。これは私も昔から専決は認めないという考え方ですから。ところが、報告の中で通年議会になることによって、専決事項というのはなくなってしまうんだと。しかし、特別に専決をしようとするものがある場合は検討する。こんなのにしたはずがないんです。もしも論議したとすれば、反対意見があったはずですが、私の。どういう形でこういう表現になったのかそこが不可解。（「委員長」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 櫻井委員。

○委員（桜井功紀君） 6番櫻井です。議事進行いたします。

橋本委員は我々第1分科会の委員でございますから、その第1分科会の中で一生懸命議論いたしました。ですから、委員長が冒頭に申し上げたとおり、同じ委員会の中で質疑はできないことになっていきますので、その辺のお取り計らいをよろしくお願いいたします。だめだよ受け

て。

- 委員長（平吹俊雄君） 暫時休憩いたします。

午前 9時41分 休憩

午前 9時45分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、第1分科会中間報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。第1分科会中間報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第1分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。
-

日程第2 第2分科会中間報告について

- 委員長（平吹俊雄君） 日程第2、第2分科会中間報告についてを議題といたします。

第2分科会委員長から中間報告をしたいとの申し出がありますので、発言を許可いたします。赤坂芳則第2分科会委員長、登壇願います。

〔第2分科会委員長 赤坂芳則君 登壇〕

- 第2分科会委員長（赤坂芳則君） 第2分科会の委員長の赤坂でございます。私からは第2分科会の中間報告を申し上げさせていただきたいと思います。

本分科会に付託された下記事項について検討いたしまして、報告をさせていただきます。

第2分科会の付託事項は、議員経費の検討であります。その1つが議員定数、2つ目に議員報酬、3つ目に議員期末手当、4つ目に議員費用弁償、5つ目に政務活動費であります。

これらのことにつきまして、平成26年4月30日から27年6月30日まで、このとおり10回の委員会を開催させていただきました。その協議の経過でございますが、付託事項のうち当分科会としては、初めに議員定数と報酬は切り離すことができないので、一緒に協議していくことといたしました。

2つ目として、議員期末手当、費用弁償、政務活動費は議員定数と報酬を決定してから協議していくことといたしました。

3つ目として、県内の議員報酬、定数、各委員会の活動の資料を基に協議をしてまいりました。

4つ目として、現在の定数を決定した合併協議会の会議録をもとにも協議させていただきました。

議会報告会で町民の意見を聞き、その意見を参考にすることとし、それも協議をいたしました。

議員の活動日数を把握するため、年間の活動日数をデータ化し、それについて協議をいたしました。

以上が協議の経過であります。主な意見といたしましては、議員定数につきましては、常任委員会を考えた場合に従前の3つの常任委員会が望ましいが、現在の16人の定数の中で3常任委員会にすると1常任委員会5人の委員になり、5人の中で欠員が出た場合に3ないし4人での協議では厳しくなるので、現在は2つの常任委員会になった。それによって、1つの常任委員会での所管はふえた。1常任委員会、最低限6人以上必要ということから考えると、これ以上減らすことはできない。

2つ目の意見として、13人から14人でも委員会構成はできるのではないかと。

3つ目として、住民の声を聞くためには人口割も必要と考える。そのためには16人を維持し、3常任委員会を構成すべきではないかと。

これらが議員定数について出された主な意見であります。

議員報酬についてであります。議員定数を減らし、現予算の範囲内で議員報酬を引き上げるべきではないかと。

2つ目として、志を持った若い人が出てくるためには、現在の報酬額では家族を扶養することが厳しいため、報酬を上げるべきではないかと。

3つ目として、役場職員の30ないし40代の給料を目安にして考えてはどうかと。

4つ目として、議員専業でも生活できる報酬額を目標にしてはどうかと。

5つ目、市議会議員と町村議会議員の仕事量は変わらないと考えるが、市議会議員の報酬額に比べて少ないので、市議会議員の報酬額に近づけてはどうかと。

6つ目、現在の報酬額でもよいのではないかと。

これらが今まで協議した中で出された主なる意見であります。かなりの数、時間を要しておりますけれども、要約するとこのような内容になります。

今後の協議といたしましては、分科会で決定まで至っておりませんので、継続協議として平成

27年12月定例会を目途に報告することといたしました。

以上、第2分科会からの中間報告といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（平吹俊雄君） 赤坂芳則第2分科会委員長の報告を終わります。

これより、第2分科会の中間報告に対する質疑を行います。質疑については自己の所属しない分科会委員の質疑を許可することとします。質疑ありませんか。橋本委員。

- 委員（橋本四郎君） 委員長にお尋ねします。定数の問題からいきましょ。定数の問題の場合に、分科会にしなければならないという理由はなんなのかという検討はされましたか。

1つの例で言いましょ。分科会ごとに論議をしながら、きょうのように委員長に特別委員会で報告する。反対の委員会の委員から質疑が出てますか。この場合には第1分科会には我妻委員からだけ出ました。その他の分科会の委員の人は関係ないんです、質問がないんで。質問のない会議を開いている、第1分科会は。第2分科会は私以外に質問がなければほかの分科会とは関係ない。そうしたら、一緒にしてやると考えませんでしたか。相手の分科会に対して関心を持たない、そういう委員会にしておくのではなくして、全体の論議をしたほうがよろしいという検討はしなかったんですか。以上。

- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員、ただいまのお話ですけれども、いわゆる冒頭に言いましたとおり、分科会に所属しない委員ということですから、まず分科会に所属する委員は分科会で話し合っています。それ以外はこの場で質疑していただくということになりますので、橋本委員からは質疑を受けたいと思います。今のは質疑ではございませんので、確認の意味でやりました。

- 委員（橋本四郎君） 私の言っているのは、そういう論議を分科会でしなかったんですかと言っているんです。私が前段に言ったのは前例を言ったの。特別委員会でもってやっても。聞きなさい。じゃ、あなた質問しなさいよ、櫻井君。俺に邪魔するな。

- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

- 委員（橋本四郎君） 私の言っていることは、分科会に分かれても、分科会の報告をされても反対の、要するに別の委員会の委員の人の質疑といういは今まで少なかったでしょう。特に今までの経過を見れば。そうなら全体でやったほうがわかりやすい。こういうことから、そういうこともできる。必ずしも分科会に分ける必要がないということから、なんでそこを検討しなかったんですかと聞いているんです。1つの分科会でいいでしょう。今までありますか、特別委員会にかかって、反対側の委員から物すごく意見が出て、議場の中では大変論議が活発になったという経過は私見ていないんです、今まで。この6年間、残念ながらね。合併してか

らの委員会は。

- 委員長（平吹俊雄君） 暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時58分 再開

- 委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） 議事録に載ったからこれでいいです。あとで問題にしますから。議員報酬でいきましょう。横から口を入れるなら、あんだがしゃべれ。討論なんだから、橋本四郎が言うことにこういうことが反対だと言いなさいよ、櫻井君、だめだそういうことでは。

議員報酬でいきましょう。議員報酬が役場職員の30歳から40歳、こういうことを目安にしたという理由は何なのか。金額にしてどの程度なのか。

- 委員長（平吹俊雄君） 赤坂分科会委員長。
- 第2分科会委員長（赤坂芳則君） ただいまの橋本委員の質問にお答えさせていただきますが、この報告、協議経過につきましては、あくまでも中間段階で結論が出ていないことで、これらの意見が今までの協議の中では出されたということをここに一応中間報告として報告差し上げているわけでして、決定していることではありません。
- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。
- 委員（橋本四郎君） 今私たちの報酬は23万円でしょう。23万円が役場の職員の30歳とか40歳になったら幾らになるのかと聞いているんです。幾ら目安にして、何ぼ上げてほしい。
- 委員長（平吹俊雄君） 赤坂分科会委員長。
- 第2分科会委員長（赤坂芳則君） 協議の中では、参考資料としてはそれらの資料も出させていただきました。ですが、ここに書いてある30代から40代といいますと、約前後を含めると10年ではなく20年の幅が出てきますから、そうすると金額的には結構幅があります。30歳と40歳代の後半といいますと、四十何歳までありますからね。それとの目安にしてはどうかという話でありますから、それは現段階では一応参考資料にしかありませんので。要はここで何を言いたいかといいますと、大体若い議員をこれから育てるためには、きちんと家族も養って生活できる目安がある程度目標にしなければだめだろうということなので、その目安の基準は何なのかということが30代、40代の役場職員の給料を参考にしてはどうかということで話が出ている。要は経過段階であります。以上です。
- 委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

○委員（橋本四郎君） もちろん、検討される際には県内の各町村の議員の報酬を調べたと思いますが、高いところは何カ所あって、低いところは何カ所でした。できれば、2万人前後の町を最初に報告していただいて、次に2万人以下をお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時04分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

赤坂分科会委員長。

○第2分科会委員長（赤坂芳則君） 25年の町村会関係の資料の中からでありますけれども、宮城県の町村議会では柴田町が月額31万3,000円で一番高いクラスにあります。それから、一番低いと思われるところでありますが、大衡、それから七ヶ宿、そのあたりが21万2,000円台であります。大体宮城県の平均的なものから見ますと23万8,400円というのが宮城県の平均になっているようです。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

○委員（橋本四郎君） わかりました。大体そんなものだろうと、すぐ調べてみます。議員の専業でも生活できるような報酬額を目標にと。専業とはどういうことですか。私はこういう例に例えたいと思います。職員の中で嘱託職員の中で給料を上げると言っていますよね。嘱託職員の給料は月に15万から16万なんです。これは専業でないですか、嘱託職員だって。そう私は考えている。そうすると、嘱託職員はそう安い生活をしているのに、議員のほうが23万円で専業できないという理由をどういう論議をしてそういう結論になったのかお答え願いたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 赤坂分科会委員長。

○第2分科会委員長（赤坂芳則君） 今、橋本委員から言われましたその基準の話なんですけれども、あくまでもきょうの段階は中間報告ということで、これまで出された意見についてご報告を申し上げているわけでありまして、これに決めたわけではございません。論議といいましても、中間報告にも書いてあるとおり、言ってみれば片手間で議員をするということを考えますと、どうしてもある一定年齢、あるいは定年退職だとか、恩給だとか、そういう方々にどうしてもウエイトが行きがちだと、そんなことで議員として専業にやれるためにはどれぐらい

が必要なのかなということでの検討に入っているわけでありまして、少なくともこれぐらいあれば生活がんばってやっている人も、低い方もあるかもしれませんが、今美里町の議会の議員の大体その、会議その他の出勤日数からしますと、200日近くになっておりますので、片手間ではできる状況にはないということでもありますので、ほかに何も職もなくて、これ一筋でやっていけるとすればどれぐらいがいいだろうかということで、今議論をしているわけであります。以上です。

○委員長（平吹俊雄君） 橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 200日というのは誤解だと思うんです。一般の職員さんも二百何日しか働いていないです。考えてみてください。365日から1週間に1回の休日50日掛ける土、日ですから、104日になるんです。365日から百幾ら引くと残ってくるのは240ぐらい。240が一般職員の勤務日数です。議員が二百何日と議会に報告しているのは回数なんです。1日3回開くと3日出たことになっている、3日出た。そういう計算のごまかしをしてはだめだと思うんです。いずれにしてもこれは別な論議でやります。政務調査のこと聞きます。政務調査を必要とした理由はなんですか。

○委員長（平吹俊雄君） 私のほうから。3の協議経過の中で、議員期末手当、費用弁償、政務活動費は議員定数と報酬を決定してから協議するということですので、これは協議しておりません。していません。そのほかにございませんか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） 今の議員定数のところにかかわって、常任委員会の数が記載されています。常任委員会の数が定数によって3つから2つにしましたという経過とともに、法律が変わりまして、複数に所属することができるという、法律にもあります。

それから、もう一つ、我々は特別委員会でやっていますけれども、議会広報のグループも常任委員会で一応やっている自治体もあります。そういうところと兼ね合わせて、議員定数が少ないから2つだ、3つだという議論以外に、今のような法改正によって環境が変わったことの議論はどうだったか、もしあったらお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 赤坂分科会委員長。

○第2分科会委員長（赤坂芳則君） ただいまの千葉委員の質問にお答えいたします。

その件につきましては、複数の委員会所属という話は協議の中では出ておりますが、具体的にはまだ全くそれから先に進んではおりませんので、現時点ではここの中間報告の内容のとおりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 千葉委員。

○委員（千葉一男君） 定数の議論をするときにぜひその辺の法律によって状況が変わってきたことも含めてどうあったらいいかぜひ検討をお願いしたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） 赤坂分科会委員長。

○第2分科会委員長（赤坂芳則君） ただいまの御意見につきましては、今後の協議の中で含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、第2分科会中間報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。第2分科会中間報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君） 異議なしと認めます。よって、第2分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

なお、各分科会におきましては、引き続き検討項目の調査をよろしく願いいたします。

以上をもって行財政・議会活性化調査特別委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時12分 閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 7 年 7 月 9 日

委 員 長